



河北町谷地地区

 特定居住促進区域

河北町総合交流センター  
サハトベに花

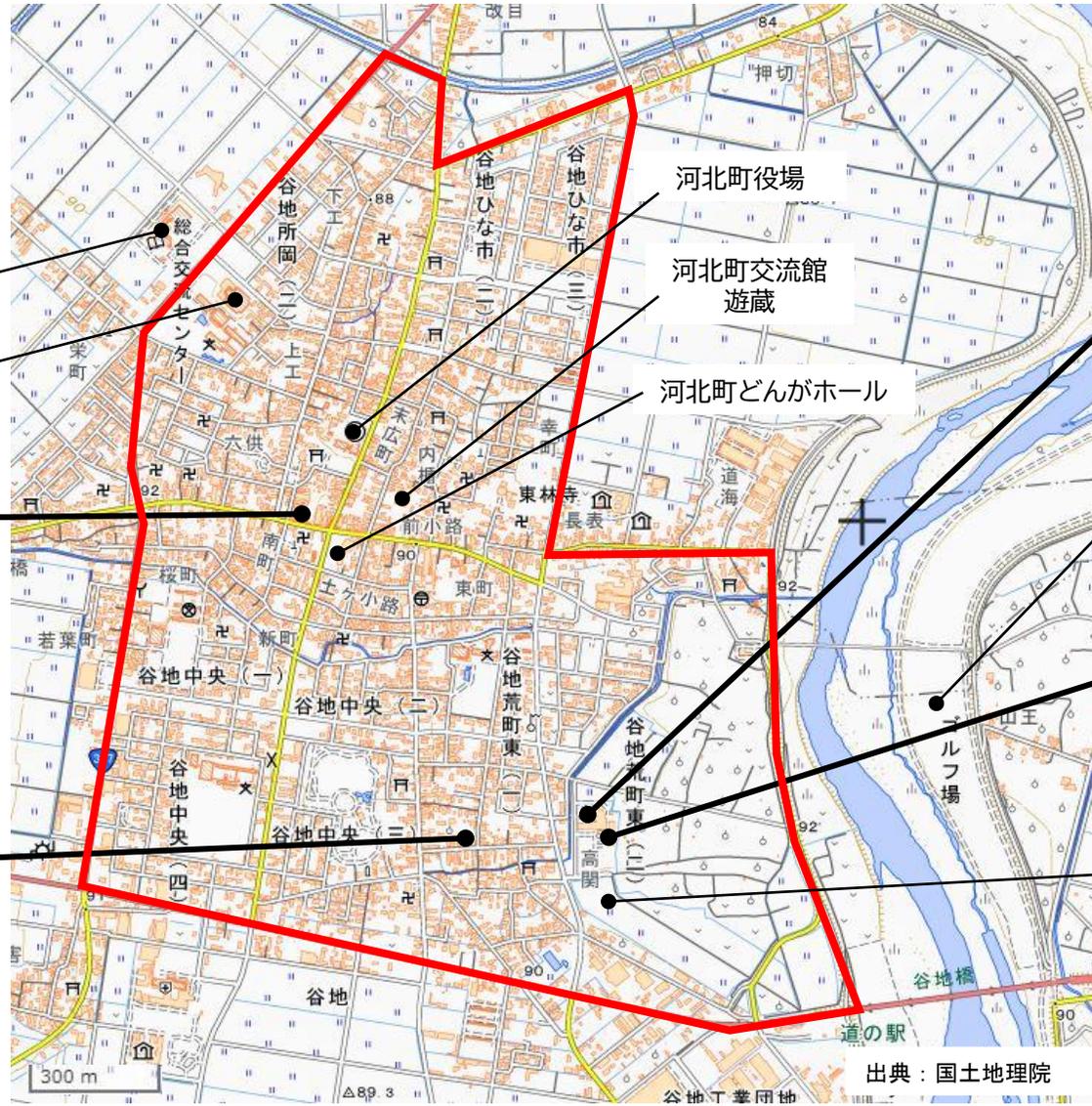
河北町民体育館



(特定居住拠点施設)  
No.2 Bed&Vegetable  
kahoku



(特定居住拠点施設)  
No.1 古民家民泊やまねこ



(特定居住拠点施設)  
No.3 ひなの湯

河北スポーツセンター  
ゴルフ場



(特定居住拠点施設)  
No.4 ひなの宿

河北町民プール

## 2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

### (1)基本方針

河北町の人口減少対策や担い手確保の施策として、都市部人材を中心に将来的な移住者獲得のため、新たに二地域居住の促進に取り組むものである。

河北町は山形県のほぼ中央に位置しており、町内に駅を有しないものの、近隣にはおいしい山形空港やJR奥羽本線さくらんぼ東根駅、JR左沢線寒河江駅があり、首都圏からのアクセスが良好である。

町営の温浴施設である「べに花温泉ひなの湯（以下「ひなの湯」という）」は、隣接する宿泊施設「ひなの宿」はもちろん、民間宿泊施設の「B&V（ベッドアンドベジタブル）」や個人経営の民泊施設「やまねこ」の宿泊者から入浴施設として利用されており、町民と二地域居住者を含む来訪者の交流拠点として親しまれている。また、河北町は温泉に加え、東に母なる最上川、南に清流寒河江川、西には日本百名山にも選ばれる月山など美しい自然環境に囲まれ、ゴルフ場やプールなどのスポーツ施設や原産地と気候風土が似ていることから特産となった「イタリア野菜」など、豊かな地域資源を有している。一方で、「ひなの湯」は開業から20年以上が経過しており、交流拠点として強化が求められている。観光についても、民間事業者の連携機能が低く、体験コンテンツの造成や周遊ルートの開発が進んでいないことから、来訪者の町内滞在時間が短く、通過型・立寄り型の観光形態となっており、新たな二地域居住者の獲得のためにも、長期滞在を促進するような企画立案が必要となっている。

「ひなの湯」については交流拠点機能を向上させるため、大広間を改修し、ゆったりとくつろげるリラクゼーション型滞在拠点として整備する。加えて、隣接する「ひなの宿」についても、敷地内に二地域居住者等の長期滞在可能な宿泊施設を増築するとともに、生活拠点として必要なコワーキングスペースや共有キッチンを整備する。また、観光についても、町内滞在型観光の企画調整を担う新たな外部人材を獲得するとともに、地域資源を活かしたコンテンツの組み合わせや交流拠点となる「ひなの湯」からの周遊プランの検討等により、農業やイタリア野菜を活用したレストラン等の担い手や、町の地域づくりのキーパーソンとなる人材といった様々な類型の二地域居住者の獲得を目指していく。

### (2)目標

指標1	ひなの湯大広間利用者数	(R7年度) 2,342人→(R10年度) 2,911人
指標2	町内宿泊者数	(R7年度) 9,049人→(R10年度) 9,724人

### 3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

#### (1)特定居住拠点施設

No.	施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	宿泊施設	古民家民泊やまねこ （滞在施設、コミュニティスペース）	河北町谷地丙51番地	第一種住居地域	整備済	個人事業主	
2	宿泊施設	Bed&Vegetable kahoku （滞在施設）	河北町谷地甲25	商業地域	整備済	民間事業者	
3	交流施設	ひなの湯 （コミュニティスペース）	河北町谷地字下野269	用途指定なし	改修予定	河北町	令和8年4月～令和11年3月
4	宿泊交流施設・事務所	ひなの宿 （滞在施設、シェアキッチン、コワーキングスペース）	河北町谷地字下野269	用途指定なし	改修予定	河北町	令和8年4月～令和11年3月

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

適用なし

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事業

適用なし

### 4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1)関連施設

適用なし

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

適用なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 移住及び二地域居住希望者へのワンストップ相談窓口設置、SNS等を活用した情報提供
- 空き家の利活用推進のための、空き家の掘りおこしと支援制度の充実
- 二地域居住スタイルに合わせたおためし暮らし居住体験プログラムづくり
- 二地域居住者の生活利便性向上のための、山形空港や山形新幹線が発着する近隣駅までの公共交通の確保
- 関係人口の創出・拡大に向けた交流エリアの形成
- 県立谷地高等学校への県外入学者向けの地域留学のプログラムづくり
- 特定居住支援法人の指定
- 二地域居住希望者に対する移動費負担軽減プログラムの実施
- 町内事業者との連携や新たな体験コンテンツの立案などを行う企画調整人材（二地域居住コーディネーター）の配置

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

適用なし

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取：令和8年3月4日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

関連団体との意見交換会（令和8年1月27日）

(3)都市計画との調和に関する事項

都市計画担当部局と確認を実施